岐阜県消費生活相談員人材バンク設置要領

（目的）

第１条 この要領は、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）における消費生活相談員の人材確保を支援するため、人材情報の登録及び提供等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条 前条の目的を達成するため、県民生活課内に岐阜県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

（登録対象者）

第３条　人材バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、消費生活センター等に就職を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）消費者安全法第 10 条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者

（２）独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者

（３）一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者

（４）一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

（登録情報）

第４条　人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、保有する資格等（以下「登録情報」という。）とする。

（登録手続）

第５条　人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書（様式１）に必要事項を記入し、県民生活課長に提出するものとする。

２ 県民生活課長は、前項の申請を受理したときは、その内容を確認した上で、登録を行うものとする。

（登録情報の変更）

第６条　人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、人材バンク登録変更届（様式２）により、県民生活課長に提出するものとする。

２ 県民生活課長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認した上で、登録情報の更新を行うものとする。

（登録情報の削除）

第７条　登録者は、人材バンクの登録を辞退しようとするときは、人材バンク辞退届（様式３）により、県民生活課長に提出するものとする。

２　県民生活課長は、前項の申出を受理したときは、人材バンクから申出人の登録情報を削除しなければならない。

（登録情報の提供）

第８条　消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする消費生活センター等の長は、人材バンク情報提供申請書（様式４）により、県民生活課長に申請するものとする。

２　県民生活課長は、前項の申請があったときは、速やかに申請者に対し、登録者の情報を提供（様式５）するものとする。

（採用状況の届出）

第９条　消費生活センター等の長は、人材バンクを通じて登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに採用に係る届出書（様式６）を県民生活課長に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 10 条　県民生活課長は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

２　消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報をこの要領の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

３　消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（登録情報の確認等）

第 11 条　県民生活課長は、必要に応じ、登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。

２　県民生活課長は、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、又は登録が不適当と認めた場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

（その他）

第 12 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成２２年１０月６日から実施する。

この要領は、平成２５年　４月１日から実施する。

この要領は、平成２８年　４月１日から実施する。

この要領は、平成２９年　４月１日から実施する。

この要領は、令和　７年　４月１日から実施する。

この要領は、令和　８年　４月１日から実施する。

この要領は、令和　８年１１月２０日から実施する。